

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、国民の生命および健康を守るためワクチン接種が始まります。市では現在、接種を希望される人に実施できるよう準備を進めています。

ワクチン接種の詳細な日程等が決定次第、順次「接種券」と「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を送付する予定です。

対象…全市民（妊婦や子どもへの接種については国からの情報が明らかになり次第お知らせします。）

ワクチンは徐々に供給が行われますので、次の順でワクチンを接種していただく見込みです。

- (1) 医療従事者
- (2) 高齢者（令和3年度中に65歳に達する昭和32年4月1日以前に生まれた人）
- (3) 高齢者以外で基礎疾患を有する人や高齢者施設等で従事している人
- (4) 上記以外の人

※ワクチンの供給量などにより、順位は細分化される可能性があります。

※原則、住民登録がある市区町村で接種することになります。



接種回数…2回／人（予定） **接種費用**…無料

接種場所…原則として、市が用意する接種会場で接種を受けられます。インターネットで接種会場を検索することができる「接種総合案内サイト」を設置します。また、コールセンターや専用予約サイトによる予約も予定しています。

接種方法…次の方法によりワクチン接種を受けることになります。

- (1) 接種の時期までに「接種券」と「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」が届きます。
- (2) ご自身で接種可能な時期であることを確認してください。
- (3) ワクチンを受けることができる接種場所をお探してください。
- (4) 接種を希望する日時等を電話またはインターネットで予約してください。（予約数に限りがあるため、ご希望の日時に予約できない場合があります。）
- (5) ワクチンを受ける際には、「接種券」と「本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）」を必ず持参してください。

※接種日時や場所等の詳細は、後日送付するチラシまたは「広報やす」4月号、市ホームページをご確認ください。

◆◆◆ ワクチン接種実施スケジュール ◆◆◆

国が示すワクチン接種の実施スケジュールに基づいて準備を進めています。

スケジュールは2月5日現在のものであり、今後変更される場合があります。最新の情報は、市ホームページをご確認ください。

	3月下旬	4月以降
65歳以上の人	接種券送付	接種
基礎疾患を有する人 (高齢者以外)		接種券送付 → 接種
高齢者施設等の従事者		接種券送付 → 接種
上記以外の人		接種券送付 → 接種

※上記以外の人については、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種することになります。

※接種予約に関する問い合わせは、お手元に「接種券」が届いてからお願いします。

問い合わせ…ワクチン接種推進室（健康推進課内） ☎588-1788、FAX586-3668、
Eメール wakuchin@city.yasu.lg.jp

野洲市みどりの基本計画(案)に対する意見募集

みどりの基本計画は、都市公園等の整備や緑地の保全活動への市民参加の促進など、緑に関する具体的な方針を定めるものです。

現計画については、旧野洲・中主町においてそれぞれ策定していましたが、各計画期間が終了することから、市では改訂に向けた取り組みを行い、このたび、新たに「野洲市みどりの基本計画」を策定しました。

計画の内容をより良いものにするため、この計画(案)に関して、広く周知し皆さんの意見を募集します。

閲覧期間…3月4日(木)～31日(水)

※各閲覧場所の執務時間内に限る

閲覧場所…都市計画課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、野洲図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも閲覧可

意見の提出・問い合わせ…閲覧期間内に住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入の上、郵送、ファクス、Eメールまたは持参のいずれかで都市計画課(〒520-2395野洲市小篠原2100番地1) ☎587-6324、FAX586-2176、Eメールtosi@city.yasu.lg.jp

※提出されたご意見は参考とさせていただきますが、個別の回答は行いませんのでご了承ください。後日、市ホームページ等でご意見に対する回答を掲載します。

野洲市食育推進委員会委員を公募します

市では、平成31年度から「野洲市食育推進計画(第3次)」に基づき、市民の皆さんと協働で食育に取り組んでいます。そこで、食育の具体的な取り組みについて意見を活発に出し合ってもらえる「野洲市食育推進委員会」の委員を募集します。食育について一緒に考えてみませんか。

任期…委嘱の日～2年間

募集人数…2人程度

応募資格…満18歳以上の市内在住者

応募・問い合わせ…3月19日(金)までに住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、「食育についての意見」(400字程度/様式自由)を添えて郵送、ファクス、Eメールまたは持参のいずれかで健康推進課(〒520-2315野洲市辻町433番地1) ☎588-1788、FAX586-3668、Eメールkenkou@city.yasu.lg.jp

※選考は、レポート等を総合的に審査して行います。

※選考結果は、応募者全員に通知します。

※提出書類は返却しません。

※委員会への出席者には報酬をお支払いします。



野洲市食育推進マスコット
「おちゃわんくん」

長島市民農園・さくらふれあい農園 利用者募集

長島地先の市民農園および北櫻地先のふれあい農園の利用者を募集します。

四季折々の野菜の選定を思い浮かべながら大地を耕し、植え付けから収穫までの過程を通して、自然との調和を実感していただけます。

皆さんの申し込みをお待ちしています。

◆長島市民農園

- 募集区画 16区画(1区画 約30㎡)
- 使用料 1区画 10,000円/年
(市外の方は12,000円/年)

◆さくらふれあい農園

- 募集区画 4区画(1区画 約30㎡)
- 使用料 1区画 7,000円/年

申し込み・問い合わせ…3月18日(木)までに農林水産課☎587-6004、FAX587-3834
※先着順で受け付けします。



第66回 北村^{きざん}季吟顕彰記念事業の俳句募集！

北村季吟顕彰会では、6月12日(土)に開催する第66回北村季吟顕彰記念俳句会の俳句を募集します。たくさんの投句をお待ちしています。

また、「募集の部」に投句いただいた人に限り、「当日の部」に投句できます。
まずは、「募集の部」に投句を！！

【募集の部】

応募作品の中から選者ごとに特選3句、準特選5句、入選35句を選定する予定です。特選および準特選の句には、賞状を授与します。

対 象…どなたでも

俳 題…四季雑詠（季節・題は自由、自己の作品で未発表のものに限る）

組 数…5句1組（一人何組でも可）

投句料…1,000円／組 ※高校生以下は無料

選 者…石倉政苑、北川栄子、藤野鶴山（五十音順、敬称略）

申し込み・問い合わせ…4月9日(金)（当日消印有効）までに所定の投句用紙に必要事項を記入し、郵便小為替を同封（現金書留も可）の上、郵送または投句料を添えて持参のいずれかで北村季吟顕彰会事務局（生涯学習スポーツ課内）（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1）☎587-6053、FAX587-3835



※投句原稿・投句料は返却しません。

※投句用紙は、生涯学習スポーツ課、各コミュニティーセンター、シライシアター野洲、さざなみホール、野洲図書館、歴史民俗博物館、市民サービスセンター、北自治会館に設置しています。

休日の市民課窓口をご利用ください！！

3月28日(日)、4月4日(日) 午前9時～正午

就職・転勤・入学等による転入・転出など、住所異動の届出が集中するこの時期に合わせて、休日に住民異動等の手続きと、各種証明書の交付を行います。

平日に来庁いただけない人は、この機会をぜひご利用ください。

なお、来庁しなくても転出届出は郵送で行うことができます。詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

手続き・交付場所…市民課

取扱業務…▽住民異動（転入、転出、転居等）の受け付け

※マイナンバーカード（個人番号カード）または住基カードによる特例転入や海外からの転入手続き等、受け付けできない場合があります。

▽マイナンバーカード電子証明書の更新

▽住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本等の各種証明書の発行

※税関係の証明書は発行できません。

▽印鑑登録

持 ち 物…来庁する人の本人確認書類（運転免許証など）

※マイナンバー（個人番号）の通知カードや個人番号通知書は、本人確認書類として利用することはできません。

問い合わせ…市民課☎587-6086、FAX586-3677



高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種のお知らせ

対象…①令和2年度(3月31日まで)に次の年齢になる人

年齢	対象生年月日	年齢	対象生年月日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ	85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ	90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ	95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ	100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれ

②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいやヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人

接種期間…3月31日まで

※期間内に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種扱い(全額自己負担)となります。

接種回数…1回

接種費用…2,500円 ※生活保護世帯、住民税非課税世帯の人は2週間前までに健康推進課で手続きをすると無料(要印鑑)

持ち物…案内ハガキ、健康保険証または後期高齢者医療被保険者証(75歳以上)

接種方法…野洲・守山・草津・栗東市内の実施医療機関に直接電話で予約してください。

※上記以外の県内実施医療機関で接種を希望する人は、事前申請が必要です。ただし、一部の実施医療機関では事前手続きなく受けられます。

ご注意ください!

対象者には令和2年5月中旬に案内ハガキを個別郵送しています。

- 対象年齢であっても、過去に成人用(高齢者用)肺炎球菌ワクチンを接種された場合は、定期接種の対象外となり、公費助成の対象にはなりません。
- 高齢者の肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌ワクチン)を5年以内に接種された場合は、再接種すると注射部位が痛くなる、赤くなる、硬くなる等の副反応が強く現れやすいと言われています。

※詳細または接種したかどうか不明の場合は、お問い合わせください。

問い合わせ…健康推進課 ☎588-1788、FAX586-3668

高齢者等おむつ費用給付制度のお知らせ

自宅等で介護を受ける寝たきりの高齢者または認知症の高齢者の衛生の向上と、経済的な負担軽減を図るため、紙おむつ購入費の一部を給付しています。

対象…次の①～⑥全てに該当する人

- ①65歳以上または要介護認定を受けている40歳～64歳の人
- ②市民税が非課税の人
- ③障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)がランクBかC、または認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の人
- ④障害者等日常生活用具の給付、心身障害者(児)紙おむつ購入費助成を受けていない人
- ⑤介護施設や医療機関に入所・入院していない人
- ⑥介護保険料を滞納していない人

給付方法…給付決定者には、給付券を交付します。

申請手続き…印鑑を持参し申請してください。

※申請書は高齢福祉課に設置しています。

- 現在すでにおむつ費用の支給決定を受けている市民税課税の人は、経過措置として引き続き給付対象となります。
- 対象要件を満たさない場合でも、在宅で紙おむつを必要とする重度の障害者手帳をお持ちの人は、心身障がい者(児)紙おむつ購入費助成の対象に該当する場合があります。その場合は、障がい者自立支援課(☎587-6087)にご相談ください。

申請・問い合わせ…高齢福祉課

給付額…5,000円/月(500円分の給付券×10枚)

☎587-6074、FAX586-2176

心身に重度の障がいのある人へ助成券を交付します

①自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成券

心身に重度の障がいのある人の通院にかかる移送経費の負担軽減や、社会参加の促進を目的として交付します。

対象…市内在住で身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）のいずれかを所持している人

内容…燃料費420円分／枚またはタクシー運賃500円分／枚を年間36枚（腎臓機能障害により人工透析を受けている人は72枚）

※年度途中から助成対象者となった場合は、申請月から令和4年3月までの月数に3枚を乗じた枚数を交付します。

【申請手続き（共通）】

日時…3月15日(月)～ 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日は除く）

持ち物…お持ちの障害者手帳すべて、印鑑

※市民サービスセンターでの申請受け付けは行いませんのでご注意ください。

②紙おむつ購入費助成券

在宅で常時紙おむつを必要とする心身に重度の障がいのある人や介護者の経済的負担の軽減を目的として交付します。

対象…市内在住で身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）のいずれかを所持し、常時紙おむつを必要とする3歳以上の在宅者

内容…1人1カ月につき5,000円分（500円×10枚）

※新規交付申請の場合は、申請月の翌月分から交付します。

※更新交付の場合は、紙おむつの使用状況、入院や施設入所の有無について聞き取りを行います。

※高齢者等おむつ費用給付券の交付を受けている場合は、対象となりません。

申請・問い合わせ…障がい者自立支援課 ☎587-6087、FAX586-2177

ひとり親家庭の皆さんへお知らせ

児童扶養手当支払い

3月期の支払いは、3月11日(木)の予定です。

※1月・2月分の手当が対象です。

※現在受給している人が婚姻（事実婚を含む）等をされた場合や、受給者本人や扶養義務者が年度の途中で所得の修正申告をした場合は届け出が必要です。

児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分（5月支払い）から障害基礎年金等^(注1)を受給している人の児童扶養手当の算出方法が変更されます。

なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している人の取り扱いは変わりません。

(注1) 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金等

◆見直しの内容

児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように見直しされます。それに伴い、支給制限に関する所得の算定についても、非課税の公的年金等が含まれるように見直しされます。

◆受給手続き

すでに児童扶養手当の受給資格者（全額支給停止の場合も含む）として認定を受けている人は、原則申請は不要です。ただし、新たに年金を受給することになった場合は届け出が必要です。

認定を受けていない人で、令和3年3月1日時点で児童扶養手当の支給要件を満たしている人は、6月30日までに申請が必要です。7月1日以降は、申請を受理した翌月分からの支給開始となります。

申請・問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587-6884、FAX586-2176

国民健康保険加入・脱退手続きをお忘れなく！

★☆ 加入手続き…職場の健康保険をやめたとき、被扶養者認定を外れたとき ☆★

必要書類…● 来庁する人の本人確認書類^(注1)

- 加入する人全員の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- 職場の健康保険等をやめた証明書^(注2)
（例：退職証明書、離職票、社会保険資格喪失証明書 等）
- 印鑑（国民健康保険以外の手続きに必要な場合があります）

（注1）別世帯の人が手続きをする場合には、委任状が必要です。

（注2）加入していた健康保険に被扶養者の人がいた場合、被扶養者についても確認できる証明書が必要です。

～ 社会保険の任意継続が
満了する場合の加入手続き ～

手続きは、喪失日の14日前から可能です。

また、任意継続の健康保険証に資格喪失予定年月日の記載がある場合には、その健康保険証をお持ちいただければ手続きができます。

★☆ 脱退手続き…職場の健康保険に加入したとき、被扶養者認定をうけたとき ☆★

必要書類…● 来庁する人の本人確認書類^(注3)

- 脱退する人全員の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- 印鑑（国民健康保険以外の手続きに必要な場合があります）
- 新規加入した健康保険証（コピー可、新規加入した人全員分）
- 国民健康保険証または資格証明書（原本）
- 国民健康保険の限度額適用認定証 等（お持ちの人）

（注3）別世帯の人が手続きをする場合には、委任状が必要です。

問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177



軽自動車税は4月1日現在の所有者に対して課税されます。

すでにスクラップした車両や盗難に遭った車両、譲渡した車両等があれば、4月1日までに廃車や名義変更の手続きを下記の機関で行ってください。また、転出等により定置場所を野洲市外に変更された場合にも住所変更の届出が必要です。

3月末は窓口が混雑しますのでなるべく早めに手続きしてください。

なお、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをされても、4月1日現在の所有者として納税の義務が生じますのでご注意ください。（令和2年度課税分の取消しや、税額の月割はありません。）

廃車や名義変更等の手続き

それぞれ手続きに必要な書類等が異なりますので、事前に各機関にご確認ください。

■原動機付自転車（125cc以下）、ミニカー、小型特殊自動車（農耕作業用、その他）

届出機関…市税務課

受付時間…午前8時30分～午後5時15分

（土曜・日曜日、祝日は除く）

☎587-6040（市税務課）

※ナンバープレート（同居親族間の名義変更の場合は不要）、所有者の印鑑（名義変更の場合は双方の印鑑）を持参してください。

※届出者が代理人の場合は委任状が必要です。

※ナンバープレートを紛失等された場合は弁償金として300円を負担いただきます。

■二輪自動車（軽二輪・小型二輪）

届出機関…近畿陸運局滋賀運輸支局

（守山市木浜町2298番地5）

☎050-5540-2064

■軽自動車（軽三輪・軽四輪）

届出機関…軽自動車検査協会滋賀事務所

（守山市木浜町2298番地3）

☎050-3816-1843

☆身体障がい者などの人に対する令和3年度軽自動車税の減免の申請期間は、通知書発送日から納期限の一週間前（5月24日まで）になります。

☆障がいの範囲が減免要件に該当する人でも、18歳以上の身体障がい者や戦傷病者の人で、所有者が本人でない場合は減免を受けることができませんので、ご注意ください。

（障がいの等級等詳しい内容は、市ホームページ「くらしの情報」→「税金」→「軽自動車税」→「軽自動車における身体障がい者等の減免の要件」をご覧ください。）

問い合わせ…税務課 ☎587-6040、FAX587-2439